

# 国民健康保険

## 高額療養費の支給申請手続きが

## 簡素化されました

保健医療課国保年金係 ☎0824・73・1158

### 高額療養費制度とは

高額療養費制度とは、同じ月内に医療機関や薬局の窓口で支払った金額が、上限額（※自己負担限度額）を超えた場合、その超えた金額を「高額療養費」として支給する制度です。  
※自己負担限度額は所得によって異なります。

### 手続きの簡素化

市へ申請することで高額療養費の支給を受けることができますが、これまで、該当した月ごとに「支給申請書」を提出する必要がありました。

このたび、申請の負担を軽減するため、10月から手続きが簡素化されました。

高額療養費に該当した際に「支給申請書（初回申請用）」を提出することで、その後の申請が不要となります。初回申請後、高額療養費に該当した場合は、初回申請時に登録した口座に自動的に支給されます。（原則、世帯主の口座）支給となった場合は「支給決定通知書」を世帯主宛てに送付します。

### 申請方法

10月以降、新たに高額療養費の該当となった場合は、市から「支給申請書（初回申請用）」を送付します。必要事項を記入し、市へ提出してください。

### 【持参物】

- ・保険証
- ・世帯主の預金通帳

### 【申請窓口】

保健医療課国保年金係  
☎0824・73・1158

または各支所地域振興室・市民生活室

### 【ご注意ください】

▼これまでに高額療養費の支給を受けたことがある人も、10月以降に高額療養費の該当となった場合は、初回の申請が必要です。

▼世帯主が変更になった場合や、登録された振込口座が振り込み不能となった場合などは、自動振り込みが停止されるため、改めて申請が必要です。

# 10月は「骨髄バンク推進月間」です

保健医療課医療予防係 ☎0824・73・1155

### 骨髄バンクとは

骨髄バンクは、移植を希望する人のために「骨髄・末梢血管細胞を提供したい」という人をドナーとしてあらかじめ登録し、移植を希望する人の白血球の型と適合したときに提供してもらうシステムです。

骨髄・末梢血管細胞移植は、白血病や再生不良性貧血などによって、正常な造血が行われなくなってしまった患者への有効な治療法です。日本骨髄バンクに登録されている、骨髄移植を必要とする患者は、全国で1681人（年内18人）です。（7月末日現在）

しかし、移植を行うためには、患者とドナー（骨髄を提供する人）の白血球の型（HLA型）が一致する必要があります。その確率は、兄弟姉妹間で4人に1人、非血縁者間で数百人に数万人に1人のため、ドナー候補者が見つからず、移植を受けられない人が数多くいます。

一人でも多くの患者に移植の機会が確保されるよう、骨髄バンクへのご登録をお願いします。

詳しくは、「日本骨髄バンク」へお問い合わせください。

### 庄原市骨髄ドナー助成金

市は、骨髄または末梢血管細胞の提供をした人で、有給休暇または骨髄などの提供を行うための特別の休暇を取得していない人（自営業で休業により収入が減少する人）へ助成金を交付しています。

詳しくは、保健医療課までお問い合わせください。

### 【骨髄ドナー助成金の問い合わせ】

保健医療課医療予防係  
☎0824・73・1155

### 【骨髄移植などの問い合わせ】

日本骨髄バンク  
☎03・5280・1789

【骨髄バンクホームページ】  
<https://www.jmdp.or.jp>



あなたにしか救えない命があります。



ドナー登録は18歳から54歳まで